

海賊版対策
政府はブロッキングする気か！？

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。**

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。**
- サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

刑法：第一編 第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（正当防衛）

第三十六条

- 1 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
- 2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（緊急避難）

第三十七条

- 1 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

実施されなかった 緊急対策としての海賊版サイトブロッキング

2018年4月13日

菅官房長官（当時）が、閣議後記者会見で、マンガ・アニメの海賊版サイトに関して、**政府の緊急対策**として、法制度整備までの間、**民間事業者が自主的な取り組みとして特に悪質なサイトをブロッキング**できるように制度を検討していくと発表。

2018年4月23日

NTTグループが、2018年4月13日に決定された「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」に基づき、サイトブロッキングに関する法制度が整備されるまでの短期的な緊急措置として、**海賊版3サイトに対してブロッキングを行う**こととし、準備が整い次第実施するとの報道発表。

※ 3サイト：「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」



NTTグループからの報道発表はあったが、その後、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」のいずれもが閉鎖されたため、実際には**ブロッキングは実施されなかった。**

児童ポルノ情報に対するブロッキング

(出所) 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 インターネット上の海賊版対策に関する
検討会議 配付資料 (平成30年6月22日)

次世代知財システム検討委員会 (第5回) 資料

(参考) 児童ポルノにおける削除及びサイトブロッキングの枠組み

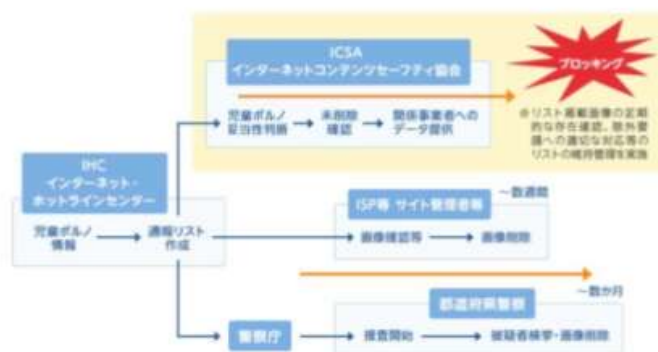
① 児童ポルノ情報に対する削除要請

- ◆ 警察庁の委託団体であるIHC(インターネット・ホットラインセンター)が、インターネット利用者等から通報を受けた違法情報等(児童ポルノや違法薬物広告など)について、警察への情報提供やサイト管理者への削除依頼等を実施

② 児童ポルノ情報に対するアクセス遮断等

- ◆ 上記のサイト管理者等への対応依頼では削除されない児童ポルノ情報について、民間団体であるICSA(インターネットコンテンツセーフティ協会)が、ISP、検索事業者、フィルタリング事業者等に通知してアクセス遮断(ブロッキング)等を実施
- ◆ ブロッキングの対象となるサイトについては、IHCや警察庁から提供を受けた情報を元にICSAが所定の基準に則って検討・リスト化。基本的な判断基準として、サイト開設目的、児童ポルノ画像の数量、発信者の同一性(一つのドメイン内に複数のサイトがある場合)、他の実効的な代替手段の有無、を採用

インターネット上の児童ポルノ流通対策全体イメージ



(出典) ICSCAホームページ

児童ポルノブロッキング対象ドメインの判定基準

1. (サイト開設の目的)

当該ドメインに含まれるサイトの相当部分の開設目的の全部又は一部が、児童ポルノの画像等をそれと知りながらインターネット上で流通させることであると認められること。

2. (児童ポルノ画像の数量)

当該ドメインに含まれるサイトの中に、

- (ア) 児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等が存在するか、
- (イ) 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当数存在するか、
- (ウ) 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当の割合で存在するか、のいずれかであること。

3. (発信者の同一性)

- (ア) 当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一であること。
- (イ) (ア) という管理者以外の第三者が、当該ドメイン内に設置された電子掲示板等において情報を発信している場合には、
 - (i) 当該情報にこの対象となる児童ポルノの画像等が含まれており、かつ、サイト管理者を当該画像等の実質的な発信者であるとみなしうるような特徴の事情が存在すること。
 - (ii) また、当該情報に児童ポルノ以外の画像が含まれる場合には、当該情報の発信者の多くが、児童ポルノの流通が当該サイトの開設目的であることを認識・認識しながら、当該情報を発信したものと認められること。

4. (他の実効的な代替手段の不存在)

当該ドメインを既にブロッキングの対象とすることが、1ないし3及びその他の諸般の事情を総合的に考慮した上で、やむを得ないと認められること。

政府の海賊版対策：総合メニュー(2021年4月9日時点)

第1段階

- 著作権教育・意識啓発
- 正規版の流通促進
- 海賊版サイト対策の中心となる組織の設置
- 国際連携・国際執行の強化
- 検索サイト対策
- 海賊サイトへの広告出稿の抑制
- フィルタリング
- リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化

第2段階

- アクセス警告方式
- 発信者の特定強化

第3段階

- ブロッキング

他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討とされているが、**現在、政府内でブロッキングの検討は行われていない**

ここまで終了

通信の秘密の保護について

3

1. 通信の秘密の範囲

通信の秘密とは、①個別の通信に係る通信内容のほか、②個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所、電話番号等の当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の存否や意味内容を推知されるような事項全てを含む。

2. 通信の秘密の侵害

通信の秘密を侵害する行為は、以下の3類型に大別されている。なお、通信の秘密の保存自体も侵害に該当し得る。

- **知得**＝「積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知り得る状態に置くこと」
- **窃用**＝「発信者又は受信者の意思に反して利用すること」
- **漏えい**＝「他人が知り得る状態に置くこと」

3. 通信の秘密の侵害の違法性阻却事由等（＝該当するケースは限定的）

- 通信当事者の有効な同意がある場合（例：フィルタリングサービス）
- 通信当事者の有効な同意がない場合であっても以下の場合
 - （1）法令行為に該当する場合（例：令状による通信履歴の差押え）
 - （2）正当業務行為に該当する場合（例：料金請求のための通信履歴の活用）
 - （3）正当防衛、緊急避難に該当する場合（例：人命救助のための利用）

- 刑事訴訟法（100条・222条）… 郵便物の押収
- 刑事訴訟法（81条）… 接見交通にかかる通信物の
検閲、接受の禁止、押収
- 郵便法（40条、41条）… 郵便物の開示請求
- 関税法（122条）… 郵便物の差押え
- 破産法（190条）… 破産者宛ての郵便物等の開披
- 監獄法（46条以下）… 在監者の信書の検閲等
- 通信傍受法… 通信の傍受 等

諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

(参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

(イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等)



主な運用状況

イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA
[サービス提供者に対する差止命令]

(高等裁判所(スコットランドにおいては民事控訴院)は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。)

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁(BGH)において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害(störerhaftung)の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。(現時点で適用事例なし)

オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条
[オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

(差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。)

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。
EUにおいては、同様に対応している国が多い。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、差止及び特許法	162
2	オーストリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
3	ベルギー	経済法典	15	24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	7	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	23	27	エストニア	著作権法、隣接法	
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的事項に関する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	8	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	芸術者権利法	88	30	リトアニア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5	32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
12	イスラエル	裁判法	3	33	マルタ	知的財産権の執行(裁判)法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、判決	716	34	オランダ	著作権法、隣接法	
14	韓国	韓国著作権法(著作権法、著作権及び通信ネットワーク利用促進法及び著作権法)	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に関する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンガポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツ削除のための停止命令による救済を求める法	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

(アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差押えを行う形に対処。)

■ 已に遮断
■ ブロッキング対象(数字はサイト数)
■ 上表記載の法律等は著作権法